

感染症対策指針

社会福祉法人田子町社会福祉協議会

田子町社協指定訪問介護事業所
田子町老人デイサービスセンター
田子町社協指定居宅介護支援事業所
田子町社協障害者居宅介護事業所

1. 目的

社会福祉法人田子町社会福祉協議会において運営する各介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められるサービス事業者として、感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は施設内まん延を防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、本指針を定める。

2. 基本方針

- 1) 管理者をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- 2) 国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- 3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- 4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3. 対策を実施する主な感染症

- 1) インフルエンザウイルス
- 2) 新型コロナウイルス感染症
- 3) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- 4) 肝炎ウイルス（A型～E型）
- 5) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- 6) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- 7) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- 8) その他の感染症

4. 基本方針を実施するための取組み

- 1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても施設内にまん延しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
- 2) 国内や県内、地域の感染症状況をニュースやホームページ等でよく把握し、また町内関係機関からの情報をもとに、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染症対策マニュアルに則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、入居者・利用者へ感染させないように努める。
- 3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、入居者・利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症対策マニュアルに則り対応を行い、他の入居者・利用者に感染がまん延しないように努める。
- 4) 指針で記載されている事項や委員会決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。また、感染症発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討し、それらの対策を速やかに各事業所や担当者に伝達して実施させる。

5. 委員会の設置

基本方針を実施するため、法人における介護保険事業所に以下のように感染症対策委員会を設置する。

1) 委員会の構成職種

- ① 事務局長（法人全体の管理責任者、委員長）
- ② 福祉活動専門員（事務及び関係機関との連携調整）
- ③ 看護職員（医療・看護面の管理）
- ④ 通所介護事業所介護主任（サービス提供現場の管理）
- ⑤ 訪問介護事業所サービス提供責任者（サービス提供現場の管理）
- ⑥ 調理員（食事・食品衛生面の管理）
- ⑦ 介護支援専門員（情報収集）

ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、事業所単位での開催（小委員会）とすることや職種及び人数を変更することも出来る。

2) 開催頻度

基本的に定例会として6か月に1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

3) 検討内容

- ①施設内感染症対策の立案・検証・修正
- ②各事業所での感染症対策の実施状況の把握と評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

6. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、対応の詳細を記載したマニュアルを作成し、定期的に見直しを行う。特に毎年流行する「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」についてはそのマニュアルごとの対策を確実に実施する。

また、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対策についても、必要であればマニュアルの整備を行う。

2) 事業継続計画

新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した又は施設内にまん延が起こった場合であっても、入居者・利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

7. 感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、感染症対策マニュアルを参照する。

1) 職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準

予防策を実施する。

- ①出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
- ②勤務中のマスク着用
- ③1ケアごとの手洗い・手指消毒
- ④体調不良時の早期報告・出勤停止
- ⑤ワクチン接種

2) 利用者への呼びかけ

利用者へも感染症予防のために以下をお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ①飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
- ②サービス利用時の検温・手洗い・手指消毒
- ③利用時のマスク着用
- ④体調不良時のサービス利用中止
- ⑤ワクチン接種

3) ご家族及び来所者への呼びかけ

- ①来所時の手指消毒・マスク着用
- ②体調不良時の入館制限

8. 感染症まん延防止の徹底

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、事業所内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。なお、詳細については、感染症対策マニュアルを参照する。

- 1) 職員の規定された日数の出勤停止。
- 2) かかりつけ医と相談し、必要であれば所轄保健所へ連絡する。
- 3) サービス利用者の規定された日数の利用停止。

9. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- 1) 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認のため、事業所ごとに研修を実施する。
- 2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識普及・啓発を促す。
- 3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

10. 指針の閲覧

本指針は入居者・利用者及び家族等が希望あった場合に事業所内で閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ等ウェブ上へ公表する。

附則 この指針は、令和6年3月1日より施行する。